

## 個人確定申告準備

### 1. まだ間に合う節税対策

#### (1) 年内所得控除対策実施

- ① 小規模共済掛加入
- ② 年金基金・確定拠出年金加入
- ③ ふるさと納税

#### (2) 資産購入対策

- ① 10万円未満の消耗品購入（タービン、治療器具等）
- ② 30万円未満の少額備品購入（滅菌器、小器具等）
- ③ 500万円以上の医療機器購入（特定の医療機器）

#### (3) 決算対策

- ① 家賃前払（1年以内分）
- ② 前受金処理（インプラント治療、矯正治療）
- ③ 経営セーフティ共済加入

### 2. 特別申告の事前相談

不動産売却、相続後の不動産売却、住宅購入、住宅ローン借入、不動産・金銭の贈与を受けている場合、年内に予定されている場合には、年内に個別相談をいたしますのでご相談下さい。

### 3. 決算手続き

毎年の決算手続き（棚卸、未収金、未払・買掛金、前受金、現金残高）をエクセルで作成するシートをご準備していますのでご活用下さい。

### 4. 納付等準備

- (1) 住所が変更になった場合には振替納税（税金の自動引落）の変更が必要です
- (2) ダイレクト納付、コンビニ納付は事前届出が必要です
- (3) クレジット納付ができるようになりました

## 医療会計ノートを送付いたしました

平成30年用の医療会計ノート12冊をお送りいたしました。

平成30年卓上カレンダー2冊、橋本会計オリジナルトートバックも同梱していますので、ご活用下さい。

## 安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。

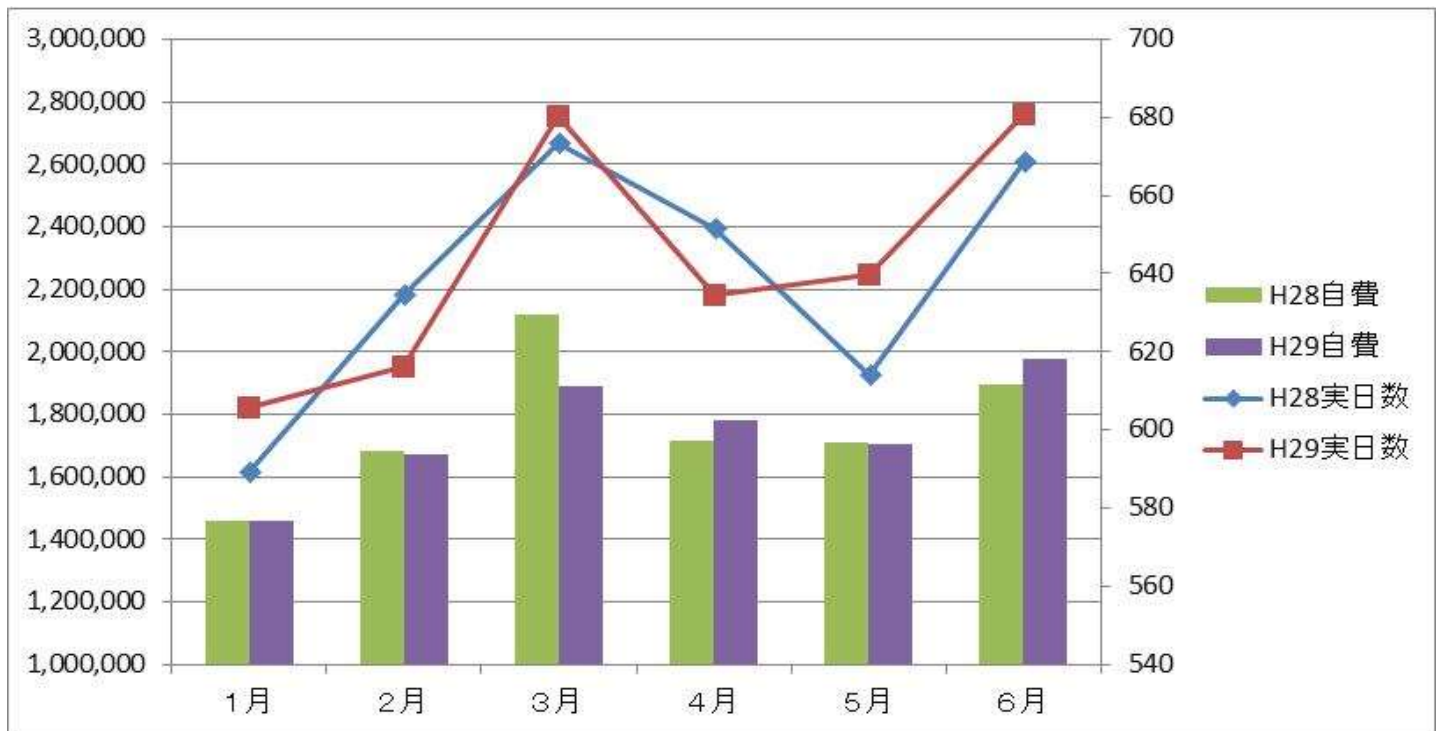


# 歯科会計

## 平成29年上期患者データ前年比較

患者データ	平成28年	平成29年	前年比	コメント
日数	22.7	22.4	98.5%	前年2月、4月日数1日増
実日数	639	640	100.2%	
1人点数	650	657	101.0%	平成28年4月診療報酬改定
月回数	1.84	1.80	97.6%	
新患者数	33	31	95.4%	
再初診数	105	109	103.6%	
完了数	135	139	102.5%	
レセプト件数	346	355	102.7%	
保険点数(点)	415,345	420,465	101.2%	
自費収入(円)	1,762,984	1,715,390	97.3%	1月~3月前年比減少
診療収入(円)	5,916,434	5,920,040	100.1%	

(注) 集計データは、1月から6月の前年同の205診療所から集計



### 安心会計コースを動画で解説しています

毎月の安心会計コースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計コースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。



# ドクター会計

## 経営セーフティ共済

前回に引き続き、今からでも間に合う個人診療所の先生向け節税対策として、今回は「経営セーフティ共済」についてご案内いたします。「小規模企業共済」の時と同様に年払いが可能のため、今年利益が多く出ていらっしゃる先生方にとっては、大きな節税効果が期待できます。

### 1. 制度の概要

正式名称は「中小企業倒産防止共済制度」といい、運営には独立行政法人中小企業基盤整備機構があたっています。本来は取引先の倒産による連鎖倒産や経営難を防止することを目的とする制度ですが、掛金が必要経費に算入できるため、節税対策としても効果があります。

### 2. 加入条件

引き続き1年以上事業を行っている法人及び個人事業者で、資本金及び常時使用する従業員数が一定以下（医業の場合、資本金5,000万円以下、従業員数100人以下）であれば加入できます。ただし、小規模企業共済と同様で医療法人は対象外となっています。

### 3. 毎月の掛け金

掛金月額は5千円から20万円の範囲内（5千円単位）で決められ、掛金総額が800万円になるまで積み立てることができます。また、1年分の前納ができるため、その場合、最高で20万円×12か月＝240万円の必要経費を今からでも計上することが出来ます。税率50%の先生の場合、120万円の節税となります。

### 4. 貸付金の額

取引先が倒産した場合、債権金額と掛金の10倍に相当する額（最高8,000万円）のいずれか少ない方の金額について無担保・無保証人で貸付を受けることができますが、医療機関ではそういった機会はありません。ただし、共済金の解約手当金の範囲内で一時貸付金を受けることができます。

### 5. 解約と解約手当金

掛金を12か月以上納付した場合には、自己都合による任意解約でも80%以上の解約手当金が支給されます。（掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります。）また、40か月経過後の場合、掛金の100%の解約手当金が支給されます。

なお、この解約手当金は雑収入となりますので、税金が発生します。

### 6. 出口戦略が重要

掛金を支払ったときは節税になっても、解約したときに課税をされるのであれば、意味がないと考えられるかもしれません。ただし、病気やけがで診療を長期にお休みした場合や、多額の設備投資をした場合、またベテランの従業員の退職金が発生した年など、所得が大幅に減少する年に解約することで、将来の経費を先取りする効果があります。このように、解約手当金をいつ受け取るかのタイミングが重要になってきますが、これを「出口戦略」といいます。

# 医療承継

## 贈与税申告について

1月1日～12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について贈与税の申告をする必要があります（基礎控除額以下の場合を除く）。

贈与税の申告期限は贈与を受けた年の翌年の3月15日までで所得税の申告期限と同じです。ただし、申告先の税務署は贈与を受けた人の住所地を管轄する税務署であり、所得税の納税地を事業所地としているかたは贈与税と所得税で申告先が異なることに注意が必要です。

### <申告が不要なケース>

- ・年間に受けた贈与の合計額が基礎控除 110 万円以下の場合
- ・生活費や教育費などを必要な都度必要な額のみ贈与を受けた場合非課税
- ・香典、贈答、祝物、見舞いなどの金品で社会通念上相当な範囲の額の場合非課税

### <申告が必要なケース>

- ・年間に受けた贈与の合計額が 110 万円を超える場合
- ・住宅取得等資金の非課税制度で贈与を受ける場合（非課税の範囲内でも必要）
- ・夫婦間の贈与税の配偶者控除の特例を受ける場合（2000 万円以内の金額でも必要）
- ・相続時精算課税制度の適用を受けて贈与を受ける場合（110 万円以下でも必要）

### <申告が必要なのに申告しなかった場合のペナルティ>

申告期限までに申告しなかった場合には、無申告加算税という罰則の税金が発生します。無申告加算税は納めることになった税金の15%相当額です。ただし、納める税金が50万円を超えている場合は、その超えている部分については20%加算になります。仮装・隠ぺいを伴う悪質なケースでは40%の重加算税が課されます。

また、法定納期限までに贈与税を支払わなければ別途延滞税が課せられます（2.7%or9.0%）。

### <贈与税の時効>

贈与税の申告期限から6年（悪質な場合は7年）が時効となります。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

